

指定給水装置工事事業者の新規申請について

◇新規申請に必要な書類◇

個人	法人	必 要 書 類	備 考
○	○	指定給水装置工事事業者指定申請書	表と裏面あり
○	○	機械器具調書	
○	○	誓約書	
○		住民票の写し	発行日から3ヶ月以内のもの(コピー不可)
	○	定款の写し	直近のもの
	○	登記簿謄本又は記載事項証明書	発行日から3ヶ月以内のもの
○	○	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	
○	○	主任技術者の免状又は技術者証の写し	主任技術者選任の添付書類
○	○	指定給水装置工事事業者 指定時確認事項	
○	○	研修受講を証明する書類	指定時確認事項 記入様式の添付書類
○	○	保有資格を証明する書類	指定時確認事項 記入様式の添付書類

1 指定給水装置工事事業者指定申請書(表・裏面)

- (1) 氏名または名称及び住所欄には、法人は会社名及び代表者の役職、氏名を記入して下さい。
個人は、住所・氏名を記入して下さい。
- (2) 給水区域において、給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び住所並びに事業者において選任される給水装置工事主任技術者の氏名及び免状の交付番号を記入して下さい。(複数の選任も可)
- (3) 事業の範囲(例: 給水装置工事 等)

2 機械器具調書

- (1) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量
- (2) 水道法第25条の3第1項第2号に定める機械器具を有すること。
 - イ 「金切りのこ」その他管の切断用の機械器具
 - ロ 「やすり」「パイプねじ切り器」その他の管の加工用の機械器具
 - ハ 「トーチランプ」「パイプレンチ」その他の接合用の機械器具
 - ニ 水圧テストポンプ

3 誓 約 書

次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 指定を取り消され、その取り消し日から2年を経過しない者
- ホ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当するものがある者

4 指定給水装置工事事業者 指定時確認事項

- (1) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容
- (3) 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)
外部研修については、受講を証明する書類の写しの提出が必要
- (4) 給水装置工事を適切に行うことができる技能を有する者の状況
保有資格を証明する書類の写しの提出が必要

4 その他

指定証の受領時に指定手数料の15,000円を納付して下さい。

宇治市の給水装置工事基準については、宇治市ホームページをご覧ください。

事業者向け情報－事業者向け様式ダウンロード－指定業者のみなさまへのお知らせ－給水装置工事基準一式